

川崎市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律実施要領

平成15年3月25日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「法」という。)の実施にあたり、法及び神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進の実施に関する指針(平成14年神奈川県告示第366号。以下「指針」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(対象建設工事の事前届出に対する変更命令等)

第2条 法第10条第3項に基づき対象建設工事の発注者又は自主施工者に対して命じる必要な措置は、分別解体等の計画変更のほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 適正な工期の確保
- (2) その他適正な分別解体等の実施に必要な措置の確保

(分別解体等における助言又は勧告の基準)

第3条 法第14条に定める分別解体等の実施に関する助言又は勧告を行う場合は、指針を勘案して、法第9条第2項に規定する主務省令で定める基準に従い、分別解体等の施工方法、施工手順に関して実施するものとする。

2 前項の助言又は勧告を行う場合において、要件となる「対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるとき」とは、概ね次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 届け出た分別解体等の方法によらず、特定建設資材の分別が適正に行われないう工法により行われている場合
- (2) アスベスト粉じんが飛散するおそれがある工法により行われるなど、有害物質の取扱いについて適切さを欠いている場合
- (3) 特定建設資材と他の資材とが混合する形で解体が施工されている場合、若しくは行われた場合

3 第1項に定める助言又は勧告は、分別解体等の適正な実施の確保を目的とする内容に限られ、建築物等の工事状況に対応して、次の各号に定めるものを適時・的確に行わなければならない。

- (1) 届け出た分別解体等の方法のとおり施工すること
- (2) アスベスト等の有害物質等を適切に取り扱うこと
- (3) 特定建設資材と他の建設資材を混合させないこと
- (4) 工事の一時停止その他の適正な分別解体等の実施の確保に必要な事項

4 前項第2号に定める有害物質等の取扱いについて助言又は勧告を行う場合には、必要に応じて、環境部局と協議を行うものとする。

(分別解体等における命令の基準)

第4条 法第15条に定める分別解体等の方法の変更その他必要な措置の命令を行う場合において、要件となる「正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 正当な理由がなく分別解体等に関する助言又は勧告に従わない場合
- (2) その他分別解体等の適正な実施を確保するために必要がある場合

(再資源化等における助言又は勧告の基準)

第5条 法第19条に定める再資源化等の実施に関する助言又は勧告を行う場合において、要件となる「対象建設工事受注者の特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 現に適正な再資源化をするための施設等による処理が行われていない場合又は適正な再資源化をするための施設等による処理が行われぬおそれがある場合
- (2) 縮減が認められない場合であって、現に縮減が行われているとき又は縮減が行われるおそれがあるとき
- (3) その他再資源化等の適正な実施を確保するために必要がある場合

2 前項に定める助言又は勧告は、再資源化の状況を勘案しながら実施することとし、その内容は次の各号に定めるものとする。

- (1) 再資源化の方法に関する技術的情報提供
- (2) 再資源化をするための施設等の情報提供
- (3) 適正な再資源化をするための施設等への特定建設資材廃棄物の搬出
- (4) 縮減が認められない場合の再資源化の実施
- (5) 適正な縮減施設への特定建設資材廃棄物の搬出
- (6) その他再資源化等の適正な実施を確保するために必要な事項

(再資源化等における命令の基準)

第6条 法第20条に定める再資源化等の方法の変更その他必要な措置の命令を行う場合において、要件となる「正当な理由がなくて特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 正当な理由がなく再資源化等に関する助言又は勧告に従わない場合
- (2) 正当な理由がなく現に適正な再資源化をするための施設等による処理が行われていない場合
- (3) 縮減が認められない場合であって現に縮減が行われているとき
- (4) その他再資源化等の適正な実施を確保するために必要がある場合

(報告の徴収の基準)

第7条 法第42条第1項の規定により、当該工事の実施中または完了後に対象建設工事の発注者、自主施工者又は対象建設工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより分別解体等の実施状況について報告をさせることができる場合とは、概ね次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 届け出た分別解体等の方法によらず、特定建設資材の分別が適正に行われな
い工法により行われている場合、若しくは行われた場合
- (2) 当該対象建設工事の規模が大きく、相当量の特定建設資材廃棄物が排出さ
れる見込の場合
- (3) 当該対象建設工事である解体工事において有害物質等の分別に相当の技術を
要すると認められる場合
- (4) 対象建設工事の自主施工者又は受注者に変更があった場合
- (5) その他分別解体等の適正な実施を確保するために必要がある場合

2 法第42条第2項の規定により、対象建設工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより再資源化等の実施状況についての報告をさせることができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法第18条第2項の規定に基づく発注者からの申告や第三者からの苦情があ
った場合
- (2) 対象建設工事の規模が大きく、相当量の特定建設資材廃棄物が排出される見
込のある場合であって、届出書受理担当課から情報提供があったとき
- (3) 対象建設工事の受注者に変更があった場合であって、届出書受理担当課から
情報提供があったとき
- (4) その他再資源化等の適正な実施を確保するために必要がある場合

(立入検査証の様式について)

第8条 法第43条第2項に規定する証明書の様式は、別記第1号様式とする。

附 則

この要領は平成15年4月1日から施行する。

(第1号様式)

立入検査証(表面)

The diagram shows a vertical rectangular form with a width of 9 cm. The height is divided into three sections: a top section of 6 cm, a middle section of 12 cm, and a bottom section of 6 cm. The text inside the form is as follows:

第 号
立 入 検 査 証
所 属
職名及び氏名
生年月日 昭和 年 月 日
上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項の規定により立入検査を行うものであることを証明します。
平成 年 月 日発行 平
成 年 月 日まで有効
川 崎 市 長

立入検査証（裏面）

9 cm	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（抜粋） （立入検査） 第 43 条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第 51 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。 一～五（略） 六 第 43 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	6 cm
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（抜粋） （市町村の長による事務の処理） 第 8 条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。 一～五（略） 六 法第 43 条第 1 項の規定による立入検査に関する事務（特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。） 2～3（略） 4 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該保健所を設置する市又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該保健所を設置する市又は当該特別区の長に関する規定として当該保健所を設置する市又は当該特別区の長に適用があるものとする。 一～四（略） 五 法第 43 条第 1 項の規定による立入検査に関する事務（特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。）	12 cm
	6 cm